

土地が高密度に利用されているため、内陸部において廃棄物の最終処分場を確保することは著しく困難な状況にあり、市町村はもとより都府県の区域を越えて廃棄物を広域的に処理するための海面埋立処分場の確保が強く要請されております。

一方、大都市圏における港湾では、背後の都市の健全な発展と活動を支えるため、港湾機能の一層の拡充、臨海部における再開発等を図る必要があり、そのためには、港湾における水域利用との調整をとりつつ埋め立てによる用地確保に努める必要があります。

このような要請に対処するため、関係地方公共団体及び関係港湾管理者が共同して広域臨海環境整備センターを設立し、港湾において広域の処理を必要とする廃棄物の海面埋め立てを行うための広域処理場を建設し、廃棄物による海面埋め立てを行い、あわせて土地を造成する等の業務を行わせることとしたとして、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、広域臨海環境整備センターは、その区域の全部または一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体の長及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者の長が発起人となり、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けて設立されることとしております。

第二に、広域臨海環境整備センターに出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長から選任された者より構成される管理委員会を置き、定款の変更、広域処理場の整備に関する基本計画の作成等につきまして議決を経ることとしております。

第三に、広域臨海環境整備センターの業務として、港湾管理者の委託に基づく廃棄物の海面埋め立てによる土地の造成、地方公共団体の委託に基づく一般廃棄物の最終処分場の建設及び当該施設における一般廃棄物の海面埋め立て等を行うこととしております。

第四に、広域臨海環境整備センターは、広域処理対象区域の都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議して、広域処理場の整備に関する基本的事項を定めた基本計画を作成して、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けることとしております。

第五に、広域臨海環境整備センターが作成する実施計画及び予算等の厚生大臣及び運輸大臣への提出、同センターに対する監督命令等につき、所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(黒柳明君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 大変長い名前ですから、初めは広域臨海環境整備センター法案、こういうふうに呼びますが、後は質疑の中ではセンター法案、こういうことでひとつお許しを願いたいと思います。これが一つであります。

まず、質疑に入る前にちょっと両大臣にお尋ねをしたいのであります。実はこの法案と非常に重要な関連のあります運輸省、厚生省が広域処分計画調査というのを国費を八億投資して行った、こういう中で、衆議院の運輸委員会におきましてもそれを出してもらいたいということがかなり議論をされたのであります。参議院に送付されまして、すでに私も社会党の目黒理事から、理事会の方にも早急にひとつその資料を出すようにと、それから私は社会党内でもきょう一番に質問に当たりますから、どうしてもこの資料を読んでおきたいと思ひまして、同じく先週の土曜日の朝、それぞれ運輸省、厚生省に対して資料の提出を求めました。どんなに遅くともひとつ月曜日の朝にはもらいたい。きょうは火曜日でございまして、ところが、月曜日、朝早くから私は国会におりまして、それぞれ運輸省では港湾局長、厚生省では環境衛生局長との間にかなり時間のやりとりがございまして、どうしてもなかなか資料が参りませ

ん。そこで、私はほかの委員会に所属しておりますから、たとえばこの部分だけはあくまでも外に出してほしくない、こういうものであれば非公式に持つてきてもらいたい、それは尊重します。たとえば今回の場合でも、事前に地名がわかるといふことによつて、それに利権が動いたりもしくは逆に反対運動が起こるといふようなことも考えられますから、そういう面はどうしても伏せたいとおっしゃるならばそれは尊重しますと、ですから持つてきてもらいたい、こういうことの折衝にきのうは一日かかったんです。

それで、委員の皆さんに見ていただきたいんですが、私のところにこれだけの資料がきのうの夕方届きました。こちらが厚生省分です。それからこちらが運輸省分です。運輸省分はきのうは大阪の分だけが届きました。東京についてはさらに夜遅くまでかかる、こういうことでございまして、私は六時ごろまではおりました、それ以上待つておるわけにいきませんから、やむを得ぬからけさと、こういうことになった。そしてこれが来ました。

これだけの資料をどうして勉強して質問ができるんではないか。私は残念ながら余りごみとか港湾問題というのは専門ではありません。専門ではありませんが、質問に立つ以上は十分資料を見た上で、それで両大臣を初め関係局長に質問をし、議論を聞かせたい、こう思つたんですが、こういう運びをされたんでは私は正常な質問がでないと思ひますが、この点についてひとつ両大臣、お考えを聞かせていただきたい。

○国務大臣(園田直君) 委員会の審議を願うためあるいはその他の関係で、委員の方から資料の提出を求められたら、理事会の決定に従ひ、政府は速やかに審議の資料になるように早く出すのが当然であります。いろいろ経緯はあつたのであります。けさ初めて私も聞きました。手おくれになりましたことを深くおわびを申し上げます。事情はどうだかわかりませんが、資料を集める作業のためにおくれたんじゃないかと、四十三年ですか、あれからずっと今日までの調査の資料で

大部分は地方自治体との協力やあるいは協力のもと調査と、こういうことで、そこでも出し渡つておつたのが本当じゃないかと思ひますが、こういうことはいくことでありませぬから、今後十分注意をいたします。

○国務大臣(塩川正十郎君) 資料の提出がございましたことはまことに申しわけないと思ひますが、しかしこの資料の扱いにつきまして、製本されておる分もございまして、それからまだコンピュータに入つたまま未整理の分もございまして、その整理で、どこまで提出させていただきますかというところは実はいろいろ問題がございまして、そういう点で、衆議院の審議におきましては、ぜひひとつセンターが設立いたしました後、センターで整理をしたもので提出させていただきますというところで衆議院では御了解いただいた経過が実はございまして、したがひまして審議が始まりますまでに資料提出の用意をしておらなかつたということは事実でござい

ます。先生からの要請がございまして、あわててゼロックスでお見かけのとおり焼いておりまして、大変おくれましてしまったという経過でございまして、その事情はひとつ、私は言いわけするわけではございませぬけれども、まだ十分な整理ができなかつたということが提出をおくらせた一つの理由になつておると思つておりまして、この資料はそのまま実はセンターに引き継いで、センターが事業の実施計画をつくりますときの基本的な資料に使用せしめようという、そういう当初からの意図でございまして、そういう次第になつたようなことでございまして、御理解いただきたいと思ひます。

○安恒良一君 両大臣が釈明されましたから、私はこれより以上のことを申し上げませんが、少なくとも私は、国費を八億も使つて、この法案の審議に重要な関係がある場合にはやはり事前に提出されてしかるべきだと、そして委員会の中においてこの部分はやはり公表していただきたくないと

いうことがあれば、それは言っていただければ、守秘義務をきちっとお互いに守って中身を審議をしていく、これが私は国政における正しい審議の仕方だと思ひます。

そういう意味で、きのうかなり時間をかけましたが、最終的に持ってこられましたから、私は自分で目を通さなきゃならぬところは通しましたし、今後私どもの同僚委員が、さらにいろいろこの委員会の中で議論されるときに、これを十分に勉強しながら、復習をしながらやりたいと思いますが、両大臣にお願ひしておきます。今後はやはり事前に出すものはひとつせひ出してもらいたい、そして十分皆さんが苦勞された調査の結果も見ながら議論をすることが正しい方針を私は決めることになる。特に厚生大臣、これは地方自治体には全部配ったんです、前もって、全部配ったんです。私承知しているんです。ただ、この部分だけはまだ地方自治体にも配っておりません、取り扱いについてよろしくと、こういうことで取りましたから、結構ですと、こう言ったわけですからね。

どうかこれからは、地方自治体には配っておきながら、国会議員の要請についてはあえてない、こうでもない言うて出さぬなどというのは全くこれはナンセンス、全くナンセンス。ですから、これより以上のことは言いませんが、どうかそういうことで、資料について提出が求められましたら、速やかに出していただいて、そのことが私は法案審議がスムーズにいくことだと思ひます。私はきのうそこまで言ったんです、最後は。なかなか出さぬと言うから、それじゃ両大臣に相談してきなさい、あした入口でこたえするんですか、あなたたちは、こういうところまで言ったんです。そうしたら最終的に持ってきたんですから、そのこともよく覚えておいてください。

それでは中身に入ります。
まず、このセンター法案と廃棄物処理対策の關係について、このセンター法案とはとも、いま提案説明をお聞しますと、大都市周辺での廃

棄物の最終処分地の確保が困難な状況にある、一方廃棄物は急増する、そこで、急増する廃棄物の発生量の対策として一つ考えた。ところが、一方この法案の提案理由を聞きますと、廃棄物の埋め立てによつてできる土地の利用、これによる港湾整備を目的、こういうふうな提案理由がありましたが、私はまずこのことについて、この法案の性格を明確にする意味から言つて、この二つの目的のどちらが優先をするのでしようか。どうも私、衆議院運輸委員会における運輸大臣の御発言、それから厚生省の、厚生大臣は御出席でありませんが、大臣の意向を受けた局長の御発言等、必ずしも中身が一致をしないように議事録を拝見をいたしました。そこで、本法案の審議に入るに当たつて、それぞれ両大臣から、いま申し上げたこの目的がどこにあるのか、こういうことについて考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(塩川正十郎君) どちらが主目的かというお尋ねでございしますが、この法案を作成し、そしてセンターにこういう事業を行はしめるようになりまして経過をちよつとお聞きいただければ、この御判断にも資していただけたと思ひます。ございしますが、御承知のように、東京、大阪はごみの捨て場がだんだんと狭隘になってまいりました、特に東京都におきましては夢の島あとの処理、さらに埋立地を確保しなければならぬという事情がございします。でございしますから、そもそも同様のございします。でございしますから、そもそも同様の発想は関係地方自治体の中からそういう場所の確保ということが出てまいりました。

ところで、そのごみが、廃棄物が無造作に港湾管理者だけの判断でやられました場合に、湾内におきましてはいろいろな港湾施設が港湾管理者との関係でいろいろございします。で、そこで湾内で少なくとも統一した投棄廃棄物の処理をしてもらわなきゃならないということになりまして、厚生、運輸両省の協議が始まったのでございします。でございしますから、一方においては廃棄物を処

理したいという厚生省の意向と、それを受けて運輸省としては、同じ廃棄物を捨てる場所をつくるならば、そのことは将来の港湾開発あるいは港湾環境の整備に役立つような地点において投棄をしてもいい、こういうふうな両省がまさに一致したのでございまして、したがひまして、このセンターを設立してこの事業を行はしめることは、お互いの行政の複合によつて行われると思つておりまして、お尋ねのどちらが優先しどちらが先かというところで、われわれはなかなか決めつけられない問題でございまして、お答えになるかどうかちよつとえらい回りくどい話でございしますが、この法案を提出いたしました経緯を申し上げまして、御判断をひとつお願いしたいと思つた次第であります。

○國務大臣(國田直君) いま運輸大臣の発言がありました、私も同様に考えておりまして、廃棄物の処理、この手段として海面に捨てるといふことをわれわれ考えたわけです。そこで、その手段を活用して港湾の整備をやらせる、こういうことでありまして、横に並べてどちらが主かということではなくて、縦に並べて廃棄物の源から協議した場所まで運んでいって捨てる、ここまでは厚生省の方が大体主であつて、それから先埋め立て等になると運輸省の方が主になる。そこで、この港湾の整備と廃棄物の投棄という異なつた分野の行政をどう整合性をとつてやるかということにこの法案の意義があると考えております。

○安恒良一君 いま両大臣からお聞きをしますと、まあお聞きをする限りにおいてはどちらが先かどちが後でない、両方整合性をやると、こう言われていますが、それは私は観念論だと思ひます。
そこで、少し中身についてお聞きをしたいと思ひますが、まず、たとえば廃棄物の処理、これが非常に大都市東京、大阪圏においては、首都圏、関西圏においてはたくさんある、そこでまず埋め立てを考えると、このことを強調されたわけですが、そうしますと、廃棄物処理の立場からしますと、

最終処分地、埋立地の長期安定確保、これが私は必要だと思ひます。ところが、今度は逆に港湾整備という立場から考えますと、まず受け入れるものにつきましては、たとえば建設排土砂であるとか瓦れきのかたいもの、こういうものを入れてできるだけ早く土地を整備する、この方がいいわけでありまして、でありますから、もともといわゆる港湾整備ということと廃棄物のための処分場所、こういうことが一致をしないのであります、いま言われたように、それなのに両大臣は整合性があると、こういうふう言われておりますが、そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) お答え申し上げます。先生がいま御指摘されましたような両方の目的がうまくかみ合わない、こういうときはどうなるのかという御質問になろうかと思ひますが、廃棄物の処理というのは、これはもう大都市圏においては非常にむずかしい問題でありますけれども、この法律の基本になつておりますのは、まず廃棄物の処理をするのに当たつては減量化、再生化等に十分に努めて、そしてそれぞれの責任を持つ公共団体がそれぞれの処分地を十分に確保するべく努めて、それでなおかつ処分地がなくて海域を埋め立て処分地に選ばなければならぬという場合にこの法律を適用するということになつております。それから、港湾の方のサイドから申しますと、港湾の中に廃棄物を溶剤として利用する土地造成を行うことが当該港湾の土地利用の観点から適当だと認められる場合にこの事業を適用する。

したがって先生がおっしゃいます両方の要請がかみ合わない場合、たとえばどうしてもその海面でないと埋められないような事態はあるけれども、港湾の方にはそれにふさわしいつまり長期安定的に廃棄物を受け入れることのできる利用計画上の要請がないという場合は、この法律の適用の範囲外になろうかと思ひます。それからまた、逆に港湾の方にその土地利用上の要請があつて、埋立地をつくる必要があつても一方の廃棄物の側から見て十分にそのほかの方法で処分ができる、必

ずしも海面埋め立てしなくてもよいというような場合、この場合もまたかみ合わない場合でございまして、この場合もこの法律の適用にはならないと考えております。したがって、この法律の適用になる場合というのは、その両方の目的がかみ合った場合に限るわけで、したがって法律を適用する場合は十分にかみ合っておりまして、その間の調整をいろいろな方法でとりながら複合的な行政処理をするというのがこの法律の目的になっておると考えておる次第でございます。

○安恒良一君 いま港湾局長は一つの前提を置いて言われましたですね。いわゆる徹底したリサイクルをやるとか再生利用をやるとか、それでもうにもならないときと、こういうことを言われたわけですが、そのことは後で議論することにいたしまして、その前提はおきまして、まずいま前段あなたが言われたところからかなり矛盾があるというの、現実にはこの法案を出したに基つたのは、まず関西圏についてはこのセンター法に基つたといういうことをやりたい、それがたまたま組織法、組織法と呼ばれていますが、それから首都圏についてもやりたい、こういうことを言われているわけですから、あなたが言われるところのかみ合わない場合、この法律の適用をしない、それはあたりまえの話です。

ところがあなたたちは、いわゆる関西圏、近畿圏と首都圏についてはかみ合っている、こういう前提のもとにこの法案を出している、こういうわけですから、あなたが言われるところのかみ合わない場合、埋め立てといういわゆる関西圏の処理においても、埋め立てというわけの長期に安定的に、そういう立場から場所を探してやっていきたいということになるでしょう。ところが今度は港湾の整備ということになりますと、いまさっき私が申し上げましたような建設、廃土砂であるとか瓦れきなどの固いものを入れてできるだけ早く土地を整備してきちつとしたい、これは

港湾の整備ということになるでしょう。だから、そういう仮定を置かなくて、この法案の関係という関西の場合においても、私はこれが両方かみ合っているというふうにはどうしても考えられないんですが、どうなんでしょう。

たとえば、いまあなたもおっしゃいましたように、廃棄物の発生量、最終処分量の減量化をそれぞれ方針として持っているんだと。そうしますと、たとえばそれが徹底されますと、ごみが少なくなる。ごみが少なくなると土地の造成、利用というのとは、これは後に延びることになる。たとえば十年間で埋め立てを終了したい、こう言っておられるところですが、十年間で埋め立てられない場合もあると思うんですね。でありますから、そういうことになってまいりますと、私は、あなたは簡単に両方が相マツチすると言われていますが、たとえばこの事業計画、資金計画、こういうことも埋め立てが計画どおりいく場合といかぬ場合においては、おのずから違ってくるわけですね。

そういうふうなことを考えてまいりますと、私は、簡単に両方相マツちてというふうな、言葉の上では両方相マツちて、こういうことにはなるかも知れませんが、現実の処理としては、仮定論じやなくて、関西の場合、関東の場合に本当に両方相マツちてということになるんでしょうか。どう聞いてもいまの御説明では納得いきかねますので、両方相マツちてうまくいくということについて、具体的に説明してください。

○国務大臣(塩川正十郎君) 御心配されるのは、この法律が通つて、ごみを捨てるんだと、廃棄物を捨てるんだということで発足するが、本当は港湾整備の方が主体になってしまひやせぬのだから、これが御心配だろうと思うんです。これは私たちは絶対にそういうことはいたしませんし、またできないように法律で規定しております。まして、ちょうどこの法案の二十条、先生ちょっと見ていただいて、二十条の基本計画の二項です、ね、その三、四というところに規定をしております。

まして、どんなごみを受け入れるかということとはちやんとやっぱ厚生、運輸両大臣が認定していくということになりまして、お尋ねのような埋立地の土を持ってきてでも早う埋め立ててしまえというふうなことはこれはできないように実はなっております。先ほどそれを港湾局長が説明いたしておりました。でございまして、この十年というの、ごみがえらい気になりなつておられるようですけれども、十年でこれだけしつと埋め立ててしまふんだというふうなことはなくして、十年を一つのめど、できるだけ早く、長いことといたすというの、われわれの趣旨でございまして、十年を一つの目安と、こう現在考えております八百ヘクタールでございまして、これでいくと、そのぐらいがめどかなというところでございまして、その点をひとつ参酌していただきたいと思います。

でございまして、お尋ねのような港湾の整備を急ぐために、あえす急げ急げで埋め立てをどんどん進めたい、そういうことはいたしませんし、また法律上できないようになっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○安恒良一君 いや、大臣、決して私は港湾を優先させると、こう言つて急げ急げということをやっているんじゃないんです。いま私が当初両大臣に、この法案の目的は何ですかとお聞きしましたら、一つは、一番先にやはり挙げられるのは、首都圏、関西圏においては大きな問題だ、これをどう最終処分するかというの、大きな問題だと、そういう意味で一つ考えた、こうおっしゃるわけですね。と同時に、第二番目には、それを利用することによって港湾の整備と、こういうことをおっしゃったのですから、そしてしかも両方相マツちて、こうなつたんです。じゃ、両方どうして相マツちたのかというの、私はいま申し上げたように、ごみを重点に考える場合と港湾を重点に考える場合は全然違ってくるわけですね。いま大臣のお考え聞きますと、どうもごみを重点にお考えのように承ります、それでいいわけですか。いまのあなたの御説明を聞きますと、ごみ処理を

重点に考えると、どうもそういうふうにあなたたちの答弁は聞かれますが、それでいいですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 埋立物につきましてはごみ重点でございまして、これはもう明確にいたしております。

○安恒良一君 いや、もちろん埋立物はごみ中心ということとはわかつています。私が盛んに聞いていたのは、このセンター法案というのは、廃棄物の処理対策が重点なのかということ、盛んに聞いています。廃棄物が重点なのかどうかというのを聞いておきたい。それならば、いままでの説明合つたわけですね。それに従つて私は質問を展開していかなくいかぬわけですから、廃棄物のいわゆる処理対策がこの法案の重点なのではないかと、そのことをはっきり答えてください。

○国務大臣(塩川正十郎君) 廃棄物の処理をするということ、そのことが結局は港湾の秩序ある整備ということと、結果としてはそう出てくるやない。それと、これは切り離して考えるというわけにはいかないというところでございまして。

○安恒良一君 いや、どうも無理に切り離す必要もないんです。どちらが重点ですかと聞いていますから、あつさり答えてください。両大臣、どちらを重点にお考えになっていきますかと。何も切り離せと私は言っているんじゃないんです。いわずにごみを集めて港湾に埋め立てようということなんです。それから、そのことを無理に切り離して内陸に埋め立てろという議論をいまはくはしてはいるわけじゃないんです。この法案はそういう法案です。ただし、どちらに重点を置かれてはいるんですかと、いうことをはっきりしていただければ、その次の質問に展開をしていける。それをあえても、ない、こうでもない、あまいなことで時間とらされてはかきません、私も持ち時間の制限がありますから。ひとつ、両大臣答えてください。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは初めに廃棄物を捨てるということ、そのことがごみと捨てるかというところで来たんでございまして、そこ

は御判断していただければ理解していただけると
思います。

○国務大臣(國田直吉) ごみを捨てるというこ
とが重点であつて、これを活用して港湾の整備を
なさる、こういうことだと思ひます。

○安恒良一君 厚生大臣の答弁でよくわかりまし
た。ごみを捨てるのが重点で、それをいわゆる
活用して港湾を埋め立てる、こういうことになり
ましたから、今後の問題はこれに置きましよう。
それじゃ、次にまいります。

そこで、今度はごみを捨てるということが重点
だということになりましたから、このごみの問題
を中心に少しこれから質問をしていきたいと思ひ
ます。まず、これから私は廃棄物の増大、それか
ら不法投棄、監視体制、汚染、公害の拡大、こん
な問題について質問をしたいと思ひます。

まず、廃棄物が非常に急増いたしておりますの
で、ひとつ廃棄物の全国の発生量、それから東京
の発生量、大阪の発生量、それからいま一つはこ
れは首都圏、関西圏となつておりますから、この
センターに予定をされてる範囲内の各県別の廃
棄物の発生量等について、現状、それから今後の
見通し、こういうことについてひとつ説明をして
ください。資料を要求しておきましたから、出さ
れてる資料がたつたら、どこのことかということ
を指摘をしながら説明をしてください。

○政府委員(山村勝美君) 全国及び首都圏、近畿
圏の廃棄物の発生状況について御説明申し上げま
す。

全国の廃棄物発生量は……

○安恒良一君 どの資料、それを言つてちようだ
い、たくさん資料もらつてゐるから。

○政府委員(山村勝美君) 昨日お渡しした分
でございますが、

○安恒良一君 それじゃ一と二で言つてくださ
い。きょうもらつたのを二にします、きのうのを
一にするから。

○政府委員(山村勝美君) 一番の資料につきま
して、一般廃棄物について申し上げますと、これ

は全国がちょっと出ておりませんが……

○安恒良一君 一番の何ページ。
○政府委員(山村勝美君) 一番の七ページでござ
います。首都圏と近畿圏の表が出ておるかと思
ひますが、そこに全国の資料は別途出ております
が、一般廃棄物につきましては全国で一日九万三
千トンでございます。首都圏は約千二百萬トンと
いう数字が、一の七ページの上の表でございます。
一般廃棄物でございます。よろしゅうございま
すか。

○安恒良一君 全国、近畿圏。
○政府委員(山村勝美君) 近畿圏につきまして
は、一般廃棄物が約七百萬トンでございます。そ
れから、産業廃棄物が首都圏の場合五千五百萬
トン、近畿圏の場合三千八百萬トンという発生
量になつております。

○安恒良一君 これは現在の資料ですね。それで
昭和五十二年の資料ですね、これは一番新しい
最近のたとえ五十五年は無理でしょうが、五十
四年ぐらいの資料はあつていいんじゃないです
か。私はきのう資料要求に、五十四年を出しな
さい、五十五年は無理だろうと。あなたがいま説
明したのは五十二年でしよう。何でそんな古い資
料で説明するんですか。きのうの資料要求どお
りに説明してください。

○政府委員(山村勝美君) 資料二の方でござ
います。二の四ページ一番下に全国の数字が出て
おりますが、約二億六千萬トン、これは産業廃
棄物でございます。首都圏が五千五百萬トン、
近畿圏も約五千五百萬トンという数字が出て
おります。

○安恒良一君 一般。
○政府委員(山村勝美君) 一般廃棄物は五十四
年はまだ統計が出ておりませんが、五十三年の
数字でございますが、これは先ほど申し上げまし
た九万三千トンでございます。

○安恒良一君 資料一の五十二年都道府県別とい
うのはあなた、これ五十三年の資料ですか。

○政府委員(山村勝美君) 資料一の七ページ
でございますか、これは五十二年でございます。

○安恒良一君 それなら五十三年の資料は、
○政府委員(山村勝美君) 五十三年の資料は、先
ほど申し上げました二の方の四ページでござい
ます。

○安恒良一君 いや、二の方の四ページは産業廃
棄物でしようが、何を言つておるか、もうちよ
つとききと答えなさい。二の四は産業廃棄物で
しようが。

○政府委員(山村勝美君) はい。それで、一般廃
棄物の方は五十四年の資料はまだ集計されてお
りませんので、五十三年の数字でございますが、ト
タル九万三千トンという結果でございます。

○安恒良一君 ちょっと頭が悪いのか何か知らぬ
けれども、資料きつとそろえて出してくださ
い。わがわからぬですよ、あなたがいま言つて
いることは。

私が聞いたことは、きのう通告したことは、廃
棄物を一般と産業に分けて、一番最近の新しい調
査、五十二年とかそんな古いのじゃなくて、でき
れば五十四年、本当は五十五年と言ひたいがそれ
は無理だろう、五十四年の実態を明らかにして
ほしい、首都圏とあれにしてもほしい、こう
いうお願いをしておつたわけですから。五十四
年度がどうして集計されてないんですか、いまは
もう五十六年ですよ。どうして集計されてない
のですか、調べてないんじゃないですか。

○政府委員(山村勝美君) 一般廃棄物につきま
しては定期的に調査をいたしておりますが、例年
一年おくれの八月、一年数カ月おくれで集計され
るような実情にございまして、現時点では五十三
年の資料しか手持ちがございません。

○安恒良一君 それじゃお聞きしますが、この資
料のこれ、ちょっと見てください。四ページとい
うのは産業廃棄物ですね。そしてこれは都道府
県より聴取した五十六年四月における状況に基づ
き厚生省がまとめた、と、こういうことですね。こ
れはいつの年のやつですか、ことしの四月に聞い
たと。こっちはいつですか。

○政府委員(山村勝美君) これは定期的に調べ

ておりませんが、現時点で各県からヒヤリングを
したものでございます。

○安恒良一君 それからこれは五十二年都道府県
別とこう書いてあるのですが、五十二年というの
はあなたのいま言を聞いてみると、何か五十三
年のようにも聞こえるし、どうなんですか。私の手
元にあなたが持つてきたのは、「首都圏及び近畿
圏における廃棄物処理の状況昭和五十二年都道
府県別」と、こうなつてゐるんですね。その中で、
一般廃棄物がここに書いてゐるわけでしょう。この
一般廃棄物というのは五十二年の調査ですか。五
十二年度ですか、五十三年度ですか、五十四年
度ですか、それをはつきりしなさい。

○政府委員(山村勝美君) 資料一の方は五十二
年度でございます。

○安恒良一君 そうすると、見てごらん、大臣、
それだつたらないわけですよ。資料一は一般廃
棄物、こっちは産業廃棄物ですから。私は一般廃
棄物についてもできるだけ新しい年の調査をと
そうすると、五十二年の調査じゃ困るわけですよ。
五十二年か五十四年、まあ五十五年は無理にし
ても、そういう調査があつてしかるべきじゃない
ですか、それはどうなつてゐますか。

○政府委員(山村勝美君) 資料の中では欠落
いたしております。

○安恒良一君 欠落しておつたら質問できませ
ん。埋めてください。何のために質問取りに來た
んだ。これから君たちには質問取りを断るぞ、こ
ういふことだつたら。人の部屋にたくさん来て、
資料を二々きつと説明して、そしていまごろに
なつて欠落してゐるというのは何のために……

これから私は質問取りを断らざるを得ません。私
はこういうことを抜き打ちにやるのはきらいです
から、ちゃんと通告してあります、申身を。欠落
埋めてください。埋めなければ質問できませ
ん、委員長。

○委員長(黒柳明君) 速記をとめてください。
(速記中止)
○委員長(黒柳明君) 速記を起こしてください。

暫時休憩します。

午前十時五十一分休憩

午前十一時二十分開会

〔理事桑名義治君委員長に着く〕

○理事桑名義治君 ただいまから運輸委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、広域臨海環境整備センター法案を議題とし、質疑を行います。

この際、園田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○國務大臣(園田厚生大臣) 承りますと、資料については詳細に御指示を願っておつたところでありますが、にもかかりませず、資料の不準備等のために委員会の貴重な時間を空費いたしましたことを責任者として深くおわびを申し上げ、今後十分注意をいたして部下の監督指導をいたす所存でございます。おわびを申し上げます。

○理事桑名義治君 これより質疑を行います。

○安恒良一君 大臣から率直なおわびがございましたが、委員長初め理事のおとりなしがございましたから、いま私が要求している資料は急いで集計をして出したいというところにいたしましたし、次に進みたいと思います。ただ、率直なことを申し上げまして、私もごみというのはかなり素人なんです、素人が一生懸命勉強して資料を要求したことを、玄人の方が出さないということでは私は本当に困ると思うんです、さくばらんには申し上げまして、でありますから、今回は委員長、理事並びに大臣のおとりなしがございましてから次に進めますが、またこれから引かかったときには、またおわびになつてもためです、それだけ断つて前に進めます。

それじゃ次にまいりますと、いまの資料が出てくるとはつきりするんですが、率直に申し上げまして、非常に廃棄物が、一般も産業廃棄物もふえています。その中で特に産業廃棄物が急増しているというところが目立つわけであります。

そこで、少し産業廃棄物の状況についてお聞かせを願いたいと思いますが、まず、この産業廃棄物は建設廃材、それから廃酸、廃アルカリ、汚泥、鉱滓です。それから紙、木、繊維くず、燃えがら、ダスト、金属くずなどが産業廃棄物になっております。そこで、まず、この産業廃棄物のいま申し上げました種類の全国の発生量、それから東京、大阪の発生量、こういうものの実態、それからまず処理処分状況、それから発生源の実態調査、それからこれは首都圏と関西圏でございまして、これは厚生省と通産省に要求してございまして、これは厚生省と通産省に要求してございまして、排出総量は約二億六千万トン……

○安恒良一君 資料の何番のどれと言わなければわからぬでしょう。

○政府委員(山村勝美君) 資料二の四ページでございまして、総量について申し上げます。全国総数、トータル二億五千七百万トン、そのうち首都圏、近畿圏からそれぞれ約五千五百万トン排出されております。内容につきましては通産省の方から御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(松村克之君) 通産省から提出いたしました資料に基づいて御説明いたします。

〔理事桑名義治君退席、委員長着席〕

私もから御提出いたしました資料は、「昭和五十四年度産業廃棄物等総排出物量全国推計値(暫定概要)」という一枚刷りのものでございまして、ここにございまして排出物量の総量につきましては、五十四年度の実績につきまして調査いたしましたものでございまして、調査の方法を簡単に申し上げますと、約五千の事業所につきましてアンケート調査を行つて調査をいたし、その結果をカバレッジによりまして統計的に推計をいたしたというものでございまして、したがって、これは全国推計でございまして、都道府県別という数字がない点については御了承いただきたいと思ひます。

この表で御説明いたしますと、トータルが左の一番上に出ておりますけれども、ここで読みますのは「自己再利用率・有価物量全国推計値」、これは再利用率を行つた量でございまして、全業種について考えますと、約一億トンという数字でございまして、これにその次の行にございましてのが「産業廃棄物等総排出物量全国推計値」、これは最初にまず捨てられた全量でございまして、左の一億トンを含まないものでございまして、これを二億六千九百九十五万三千トンというところでございまして、これを業種別に見ますと、廃棄量の多いものは薬業、鉄鋼、金属くず、鉱滓、ダスト類といったようなものが多いわけでございまして、この中で再生利用の非常に高いものは鉱滓あるいは金属くずあるいは鉄鋼といったようなものになっていくわけでございまして、以上です。

○安恒良一君 いま私が聞きしたことの答えになつてないですね、というのは、通産省が提出したからさういふ全業種別の統計的な推計値でございまして、さういふものをいふと、たとえば建設省も呼んでおきましたけれども、建設廃材等はとも建設省らしくこれには入つておりませんが、それはどうなつていますか。

それからいまいつお聞きしているのは、これは首都圏を関西圏の問題を議論をするわけですから、これが産業廃棄物の排出量は、いま厚生省にたとへば茨城の場合にはこれだけ出ている、それから処理をしたものはこういうことだという数字は急いで書き込んでいただきましたが、これは県別には総量しか書いてないわけですね、県別にはありますから問題はたとえば茨城の場合には、これで言いますとあれですか、九千四百九十四トンですね。そして、それが処理をしたのが一千八百八十六と、こういう数字を一応いただいております。これが今度はいふゆる何なのか。私が申し上げたように、きのう通告しておきましたように、建設廃材それから汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱滓、紙、木、繊維くず、燃えがら、ダスト、金属くず

などどの県でどう出ているかと、こういうことについてわからないと、これをフェニックスに運んでどうするということにならぬわけです。その状況について、どこの省が答えるんですか。各都道府県別にどうなつていっているかということ、通産省でわからなければ厚生省で答へると、こう言つたんですから、両方聞いておつたんですから。

○政府委員(松村克之君) お答えいたします。

第一の点につきましては、いま私も御提出いたしました資料は通産省所管物質だけについてのものでございまして、したがって、建設廃材等につきましては通産省の所管している工場から出る建設廃材ということでございまして、非常に少なくなつております。それで厚生省のお話しの数字と量的に非常に違つておりました、先生御承知のとおり、建設廃材とか下水汚泥といったようなものが産業廃棄物の中に占める割合が非常に多いものでございまして、その分で通産省の分が少なくなつていっているというところでございまして、第二の点について申し上げますと、大変恐縮でございまして、最初に申し上げますと、私どもの調査自体が全国についての……

○安恒良一君 だから君には聞いてないんだ、第二のことは厚生省に聞いていられるんだ。要らぬこと言うことなの。

○政府委員(山村勝美君) 都道府県別の産業廃棄物の種類別の内訳でございまして、昨日の午後お届けいたしました三百一の……

○安恒良一君 どれ、こんなよいあるから。

○政府委員(山村勝美君) ちょっと、これの二十五ページ、それが首都圏の方でございまして、二十七、八には近畿圏が掲示をされております。

○安恒良一君 何ページ。

○政府委員(山村勝美君) 二十七ページ、八ページ。

○安恒良一君 まあ大臣、こんな、きのう渡しについて、いまになつてこういうものを見たと、こういうことに審議がなるわけですね。きのう渡し

であるからと、向こうはこういう言い分になるわけでしょう。ところが、きのうこれだけ持ってきたいますからね、いかに私が超人でも、これ全部とても読むわけにいかないんですよ、両方ありますからね。いま聞くと、この中に今度はあると、こういう議論にこれなるわけですが、そのことはさておきまして、そうするとこれも五十二年の実態ですね、新しい実態じゃありませんね。

これも大臣非常に困るんですよ。なぜかという、調査時点が通産省は一番新しいと、こう言っているわけですよ。それで厚生省は、これ全部五十二年の資料でやろうとしているわけですよ。ところが、いまもう五十六年なんですよ。それで産業廃棄物なんかの発生状況、処理状況も年々これは違ってくるわけなんですから。だから私はきのう言ったことは、できるだけ新しい調査をぜひひとつしてもらいたいと、こういうことでありまして、たとえばいま私のところに総量だけは、これは新しいのがここに出されて、やっといま間に合ったんですね。しかし、この総量がわかる以上、費目別がわからぬはずがないわけですよ。費目別を足してこの総量に、いま私のところへ書き込んできているんですから。そうすると、またこれ休憩しなきゃならぬわけですよ、またそこでひっかかるわけですよ。

だから私がきのうわざわざこういう項目も読み上げて、一番新しいのと、ここまで言ったんですよ。五十五年は無理だろうと、本当は五十五年欲しいんだぞと、しかし五十四年はひとつ間に合わせてくれよと、こう言っているわけですからね。またここで、いま彼は得々と、この資料にございまして、こう言っているけれどもね、五十二年じゃ古いんですよ、これ。やっぱ五十四年の、一番新しい、もしくは五十四年がなけりや五十三年でも、少しでも新しい資料を出していただいて、それからどうするかという議論をしなきゃならぬですよ、これ、どうしてこの点についても五十二年だけの資料しかないんですか。あなたたちは少なくとも、こういう各都道府県より徴収した五十六

年四月における状況に基づき厚生省がまとめた数値、そしてしかも、発生と処理もいま数字入れたでしょう。入れた以上は、今度これがあなた、燃えが以下、汚泥以下がないはずはないんですよ。どうして出さないんですか。

○政府委員(山村勝美君) 行政的な調査として詳細に行いましたのは、このお手元の部厚い資料の部分で、五十二年度が一番新しいものでございまして、で、先ほど別途ナンバー二の方の資料で申し上げました数字は、各県より電話で聴取をいたしまして、とりあえず総排出量と処分量の実態を電話ヒヤリングしたものでございまして、詳細な内容については時間的に間に合わなかったというものでございまして、御了承いただきたいと存じます。

○安恒良一君 了解はできないね。そんな言い方で了解できないね。

大臣聞いてください。総量とこれは電話で聞いたと、内訳は聞かなかつたから御了解ください。何ですか、あの言い方。この項目も通告してありますよ。とりあえず電話で聞いたんだから総量しかわからないんだ、内訳はわからないんだと。了解できない。きのうの夕方でしょう、聞く気があつたら、けさまでに聞けるでしょう。この資料自体はあなたたちはけさ持ってきたんですよ。この資料自体はあなたたちはけさ持ってきたんですよ。けさ私のところへ。どうして聞かないんですか。しかも、調査してないのがあたりまえのような顔して御了解してくれとは何だ、その言い方は。済みませんとかまことに申しわけないとかなんとか、そう言うならまだ、まだしもだけれどもね、大臣、あんな言い方じゃ進められませんか。電話かけて聞いてくださいよ。ここまであなた調査しておいて、何で内訳聞かないんですか。私はあした問題にするよというところは言っているんだから、そういう資料をひとつ出してくだされと、それで議論しましょうと。資料はほとんど出してくれと、正々堂々と出してくれと、資料で委員会のつかえることおれは好まぬ、だから、出すものほとんど

ん出してくれと。それに基づいて堂々と論陣をお互いに張ろうじゃないかという話まできのうしてあるんですよ。いまのようないい方じゃ納得できません。内訳聞かしてくだされ。

○政府委員(山村勝美君) 昨日御指示をいただきました、時間的な限界から最少限の調査で取りまとめたものでございますが、なお詳細については早速調べたいと存じますので、おわびをいしまして御了承いただきたいと存じます。後ほど提出させていただきますと存じます。

○安恒良一君 各県でも四十七都道府県全部聞けと言っているわけじゃないでしょう。あなた、たとえば茨城とか群馬とか、いま電話はダイヤル全部直通になっていますからね。だから、本当に私の質問の真意をきかんと理解をしているなら、きょうまで時間あるわけですよ。きのうの夕方でしょう、私とあなたと別れたのは。それが時間がないというのはどういうことなんですか。四十七都道府県といつても、私は全国と、それと首都圏だけは聞いてくれと、こういうことをきのう言っているわけでしょう、あなたに。どうしてそういうことをやらないんですか。あなたたちはそんないかげんなことでこの委員会が運営できると思っているんですか。私はそれがためにわざわざあなたにも言ったでしょう、資料というものはきちっと出してくれと、それで議論しようじゃないかと。しかも、きょう私がここで内訳を言わなくてあなたに言っているんなら抜き打ちです。内訳は言っているんです、きのう。運輸省あなたの方ではできましかと、いやうちはここまでですと。厚生省も立ち会っておったから、じゃ厚生省あなたの方は、こっちは厚生省ですと、そこまでのこと言っているんですよ。そこまで私は親切丁寧に、本当ならそんなことをしなくてもいいんだけれども、親切丁寧にやっているのに、どうしてそれを聞き取りしないんですか。そんないかげんなこととで委員会の運営がどうしてできるんですか。私は不思議でなりません。

私はいままで――まあ運輸委員会に初めて来ましてたけれども、ほかの委員会ではこんな運営はありません。要求した資料はきちっと出してもらって、私は予算委員会でも社労委員会でもずっと長くおりますけれども、そんなことありません。ちゃんと前もって要求しておればちゃんと出していたら、それに基づいて議論をしています。でありますから、私はほかの委員会の慣行を尊重して事前に中身について全部レクをし、必要なものは要求してあります。それがいまもってできてこないということじゃ進められません。いまさっき、せっかく委員長のおとりなし、自民党の理事さんからもありましたし、初めて運輸委員会に来て余りしてもいけないと思つて遠慮しましたけれども、こういう調子じゃ進められませんか。また三項目、四項目でひっかかっていますよ。どうしてくれますか。ちよつと、ひとつうちの理事、相談してみてください、目黒さん。

○目黒今朝次郎君 これは社会党側としては、局長費八億四千万かけた調査の内容、結論ということが出てこなければ非常に混乱しますよということとで再三申し入れてあつたし、それも二十一日です。これは、ナンバー二の四は少なくとも法案審議に直接必要であるから特にとということですから、首都圏と近畿圏。ですから、この資料がまずなければこれは審議できませんよ。それで、運輸大臣ね、衆議院の審議のようにには参議院はまいますぞと、これは、私も港務局を通して念押ししていますから、したがって、関係資料がなければできませんから、休憩をして、安恒委員から提示された資料についてこの休憩中に再点検をして、不備があれば整備をして午後の再開に備えと、こういう措置を考へるしかないと思つた。これはとまっていますよ、したがって、委員会からね。したがって、委員会を休憩して理事会を要求します。

○委員長(黒柳明君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(黒柳明君) 速記を起こして。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(黒柳明君) ただいまから運輸委員會を再開いたします。

休憩前に引き続き、広域臨海環境整備センター法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 休憩前にお願いをいたしていただき、産業廃棄物の種類別発生表をいただいたわけですが、この点について、もう時間がありませんからごく簡単に説明してください。

○政府委員(山村勝美君) 産業廃棄物の首都圏及び近畿圏の県別の内訳を、十八種類の産業廃棄物の種類別に提出せよということでごさいます。

お手元のナンバー二の資料の二ページが発生量でございまして、三ページが処分量、さらに四の一が近畿圏の発生量、四の二が近畿圏の処分量でございまして。

○安恒良一君 資料をいただきましたが、私はこれらの問題について、これは数字的に発生量とそれからこういうふうな種類別の処分、そのことだけが出されています。そこで、私はどうもいままでのやりとりから見ますと、まず実態の把握、処理、それから処分の現状、それから発生源での実態調査、こういうことが都道府県もしくは政令都市で行政で正確な資料としてあるのかどうか、このことについてちょっとお聞きをしたい。いま言った項目全体について資料として持っているのかどうか。

○政府委員(山村勝美君) 産業廃棄物の発生量、処分量につきましてはお手元のとおりでございしますが、そのほかの詳細、先生の御期待がどこまでかは存じませんが、ある程度のもは各都道府県

で統計をとっておるといふふうに承知をいたしております。

○安恒良一君 私があなたに質問したのは、そういうものがどうなっているかということ、都道府県が把握しているならば、その報告を聞かれた上でいま私が申し上げたように実態の把握、処理、処分の現状、発生源での実態調査、こういうことをやっておるといふことを、都道府県がやっておるといふならば、それがどうして厚生省としては正確に把握をされてないんですか。わすかいま私が聞いたようなことで四時間休憩してあわててつくらなきやなぬ。四十七都道府県は全部出てきてませんか。私も妥協して首都圏と近畿圏だけで結構だ、こう言っているんです。なぜ厚生省はこういう問題点について把握をされようとしませんのか。私が言わせると、どうも厚生省の把握も不十分ですが、本日に都道府県や政令都市自体も、私が指摘をしたことを正確にやっておるかどうかということが大変疑問に思っているんです。その点はいかがですか。

○政府委員(山村勝美君) 産業廃棄物の発生量を国として把握していないことにつきましては、一つは先生後段に御指摘のございましたような各都道府県が果たして正確に把握しているかどうかということにも関連があるわけでごさいます。非常に細かい詳細な調査でございまして、県が必ずしも十分でない部分があるわけでごさいます。したがって、県の方におきましても必ずしも毎年きちつと十八の業種についてあるいは管下の何万という事業体について、必ずしも毎年そういう統計をとっていないというようないは実情もあるわけでごさいます。県がある程度つかんでおると申し上げましたが、必ずしも毎年はつかんでいない。私どもの方もいま申し上げてなかなか毎年のデータとしては把握がたい事情にございまして。

○安恒良一君 私は、このところは正直にうたっておいてもらわないと、またこれ後でひっかかることになるんですからね。後から私の要求している資料の中で県自体がわからぬという資料があるわけですから、やはり大臣ね、このところ私非常に重要だと思いが、どうも私は、国はもちろんのこと、都道府県や政令都市自体もこういういわゆる産業廃棄物についての実態を正確につかんでない。たとえば、いま細かいから毎年はやつてないと言われているのは、たまたま厚生省は四億もかけてこれやっていますから、このときはあつてないけれども、これ以外のときはどうも把握が十分でないように思えます。しかし、私は少なくともフェニックス計画というものをやる以上、廃棄物の中の一つの大きい問題であるし、それからまた年々増加の一途をたどっておりまして、後からおいおい議論していきますが、公害等に連なるおそれのある産業廃棄物の実態というものを正確につかまえておかねばいけないと思いが、この点について、ちょっと厚生大臣のお考えを聞かせてください。いままでのやりとりを聞いた上で。

○国務大臣(園田直君) 数字を的確につかんでないということからいろいろ心配事が出てくるわけでありまして、まず廃棄物の量の抑制というより先に、産業廃棄物の中の毒物、危険物、こういうもののより分け等が的確にやられていないんじゃないかという心配が第一に出てくるわけでありまして、これはいままでのことも十分調査をしますが、今後の確に都道府県に対する指導、監督、こういうことをやるようにいたします。

○安恒良一君 そこで大臣、私はこう思うんです。そういう実態が十分に把握されてない。そういう把握されてない中でどうして私は広域処分の計画や見通しができるのかわからないですね。実態が十分に把握されてない。厚生省はもちろんのこと、残念なことにも都道府県においても十分な報告なり実態を把握してない。そういう中においてこのフェニックス計画というもので広域処分場の計画が立てられるはずがないということがあると思いが、それが同時に、私が一番心配しますのは、不法

投棄や廃棄物処理法違反がえつて広域になったということ、処分場ができれば改善されることなく悪くなるんじゃないか、こういう心配を実は持つわけですが、これはおいおい後から中身に議論していきますが、どうもいままでお聞きしたところをみますと、そういうような感じがするんです。そういう点についてはどう対処されるつもりですか。

○国務大臣(園田直君) いままでの概略の数字から見ましても無届けの廃棄、その中で不法投棄というものが相当パーセントを多く占めている。そういう点からいっても、現在の指導員を強化すると同時に、厚生省自体が他方自治体とよくもつとお互いにひざを突き合わせて相談をし、こういうことがないようにしなければならぬ。これについては、具体的に対応策を早急に講じます。

○安恒良一君 一般論的に厚生大臣お答えになりましたが、少し実態論的にそれじゃ議論をしてみたいと思いが。

まず警察庁にお聞きをしたいんですが、産業廃棄物の不法投棄等の違反行為、それから廃棄物処理法違反の件数等で、警察庁が検挙された一番最近の新しい資料について説明をしてください。

○説明員(中島治康君) お手元に「廃棄物不法投棄事犯の実態」という資料があると思いが、それで御説明いたします。

まず、産業廃棄物だけについての統計はございませんで、廃棄物処理法全般と、それから不法投棄違反の検挙件数を申し上げますが、その内容は主として産業廃棄物が検挙されているという実態でございまして。まず、廃棄物処理法全体の検挙件数は昭和五十五年に四千五百四十二件でございまして。これを五年前の昭和五十四年に比べますと、五十一一年を一〇〇とした場合に一二八、こういう数になります。そのうち不法投棄の検挙件数は、五十五年が三千三百三十一件でございまして。五年前の五十一一年に比べますと一〇九、こういう数字になります。

以上でございます。

○安恒良一君 数字は明らかになったんですが、ひとつ、たとえば順序として建設関係がどうなっているか、汚泥がどうなっているのか。それから、こういう不法投棄が行われた原因、動機、そういうものについて、これは厚生省ですか、説明してください。

○政府委員(山村勝美君) 警察庁のデータしかないわけですが、委託基準違反等に基づきますものが建設業が七七%を占めておりまして、建設廃材等の問題でございます。それから、次いで製造業が十数%という資料でございますが、その原因を見ますと、安易に処分することが経済的であるという経済的要因によるものが三分の二近くを占めておりまして、その残りの三〇%余は処分場に関係のある、遠いとか処分場がないとかという理由によるものというふうに承知をいたしております。

○安恒良一君 いま言われましたように、いわゆる原因、動機につきましては処理経費の節減のためというのが大体六一・五%ありますね。それから、処分場が遠距離のためというのが一三・一%、それから、事業所みずから不法投棄したのが七五・一%にも及んでいるわけでありまして、そのほかには無許可の業者も存在をしておりますが、そういう点はどのように把握されていると思いますか。

○政府委員(山村勝美君) これも警察庁の方の調べでございますが、無許可の業者によるものが約八%を占めております。

○安恒良一君 大体検挙率の中で八%ということですが、どの程度無許可の業者がたとえ首都圏、近畿圏等にあるというふうに思われていますか。

○政府委員(山村勝美君) 調べたことはございません。

○安恒良一君 大臣、いま検挙した中で約八%無許可の人がいると、こう言っているんです。これは警察庁の方がやっているわけですね。ところが、

どの程度無許可のものがあるかというのは調べてないと、こういうわけですね。私は、やっぱりこのフェニックス計画等をやられる以上は、まあこれは無許可ですからなかなか正確にきちっとした数をつかむのはむずかしいかもわかりませんが、総体的にこれぐらいあるということは私はやっぱりつかんでおいてもらわなきゃいかぬと、そういう上で計画を立ててくださるならお立てくださらないといけないと思います。これはまあつかんでおらぬと言つてかぶとを脱がれたんですからどうしようもありませんが、早急にひとつ調べていただきたい。

そこで、私はこれらを考えますと、やはりこの不法投棄を、こういうものをなくしていくというための一つの問題としては、環境衛生指導員、この任務が非常に重要だというふうに思います。そこで、まず監視体制の問題といたしまして専任の環境衛生指導員が何人いるのか、こういう点についてひとつ説明をしてください。

○政府委員(山村勝美君) 五十五年度十二月末現在……

○安恒良一君 どの資料。

○政府委員(山村勝美君) 資料の、ちよつと編成が悪うございまして、前のナンバー二の二ページでございます。

○安恒良一君 ちよつと待つてください。午前中もらつておつたやつを昼からこれに差しかえるといつたて差しかえたやつには載っていないじゃないですか、それは。

○政府委員(山村勝美君) 間違いました。それは編成が悪うございました。おわびいたします。

○安恒良一君 そうすると、これからナンバー二が二つある方にこうして見ていくわけですか、私は。

○政府委員(山村勝美君) 申しわけありません。一ページの表にございまして、そのうち専従しております者が三百五十一人、兼務が三千七百五十九名でございます。首都圏につきましては総数だけ申

し上げますと六百六十五名、近畿圏につきましては八百五十五名という状況にございます。

○安恒良一君 東京で専従している人、東京は十六人ということですが、専従は何人いますか。いわゆる専従というのはこれを専業にやっている人ですね。それから大阪府は出ていますが、政令都市でありますから、大阪府の場合に専業でやっている人が何人いますか。

○政府委員(山村勝美君) 東京都は専従がゼロでございます。全部兼務でございます。また大阪府も、資料として出ておりませんが、専従はゼロでございます。

○安恒良一君 大臣お聞きください。東京が六十六人おりますが、監視のための専任でやっている人はゼロなんです。それから大阪は、向こう数字を言われませんでした。百五十六人おるんですが、その中でやっている人は一人もやっぱりないんです。全部ほかの仕事を持ってやっているんです。全部持つてやっている。そういう中で大臣がおっしゃったようなことが実際できるんでしょうか。兼業というのはほかにちゃんとした仕事を持っていらっしゃるわけですから、私は、産業廃棄物その他について、これからまた一般廃棄物についても議論を深めていきますが、これで本場に十分に監視体制ができるというふうに思っておられるんです。後から大臣、最終的観測を聞きます。

そこで、産業廃棄物の対象事業所数は幾らになつていますか。これも表の何ページなら何ページと言つてください。どっちの表ですか。

○政府委員(山村勝美君) 新しい方のナンバ三にさせていただきますが、ナンバー三の五ページにございまして、全国約百三十八万事業所に對しまして、首都圏は約三十九万、近畿圏が約二十五万でございます。

○安恒良一君 大臣、これだけの事業所があるわけですね。そして人数はいま明らかになりました。そして、専業でやっている人は東京と大阪の場合には全然ない。これで果たしてチェックが

できるんでしょうか。それならば、まあできないとはなかなか言わないでしようが、できるとすれば、東京、大阪の場合に、産業廃棄業者、これだけの数がこれで明らかになつたわけでありまして、どのくらいチェックをしたのか、チェックした件数は何件ありますか、それをひとつ言つてくださいますか。

○政府委員(山村勝美君) まず、全国で申し上げますと、産業廃棄物関係の監視指導件数のうち、いわゆる立入検査をしましたものが五万二千八百十八、六ページにございまして、首都圏につきましては八千三百三十九、近畿圏四千二百二十八となっております。話を聞きますと、有害産業廃棄物を排出するおそれのある事業所を重点的に調査をしております。立入検査をしておるといふようなことを伺っております。

○安恒良一君 それならば、有害産業廃棄物をやっているとところを重点的にやっているということでありまして、首都圏の三十九万三千三百三十、近畿圏の二十五万四千のうちに、そういう事業所は何カ所ですか。

○政府委員(山村勝美君) ただいま数字が参ることはなつておりまして、私の記憶では全国に約二万五千事業所ございまして、東京都には約千、大阪府には約千七百事業所があるというふうにラフに承知をいたしております。

後ほど詳細に数字を申し上げます。

○安恒良一君 こういう点も、あなたがいま言われたのは、チェックをしているのかと言つたら、そういう事業所を重点的にチェックしています、その件数はこれだけだと言われた以上、ラフな答えでは困るわけですね。ラフな答えでは、これだけの事業所が東京都にはございまして、大阪なら大阪にこれだけございまして、そのうちでチェックをいたしました件数はこうだということになると議論がかみ合つてくるわけですね。これはあなたが答えになつたんですから、私がいま言つたのは、首都圏にはこれだけあると、近畿圏にはこれだけ検査数が、えらい立入件数が少ないじゃないか

と言つたら、あなたは、いや、そうじゃないんだ、こういうところを重点にやっていると、言う以上は、重点にやっていると事業者数というのが明確にならぬと本当にやっているとのかどうかかわからぬじゃないですか。どうするんですか、それは。

○政府委員(山村勝美君) 御指摘のとおりでございまして、有害産業廃棄物に何%立ち入り、その他について何%立ち入ったというような詳細な実態は把握いたしておりません。

○安恒良一君 大臣、こういうことなんです。いまの議論は、いまさっき言ったことを直ちに訂正しなければならぬ、直ちに訂正。前段に言ったことと、いままた私から突っ込まれると、いよいよ資料がなくなるものだから、今度はやってない、こう言うんです。これが産業廃棄物に対する実態なんです。大臣、どうお考えになりますか。

いま言われましたように、たとえば、東京だけの事業所が三十九万、約四十万近くある、近畿で二十六万もある。その中で、いわゆる監視体制は、東京では六十六人だ、大阪の場合百五十六人、これ近畿圏全部入れても数は知れていますね。それから、一番中心になる東京と大阪には専任者がいないというんです。こういう状態で本当に、産業廃棄物に対して政府として責任を持って、むしろは地方自治体として責任を持ってチェックをしているというふうに言えますか。この点を今後どうされようと思いますか。

○国務大臣(國田直君) 調査、チェックは間違いなしに粗漏であると存じます。いまの数からして一人当たり一日に何件チェックするか見当をつけてみても、それは半数にも満たないということとであります。環境衛生指導員の強化、それから自治体との具体的な方法をもっと綿密にやっていたら、これではどういふ抜け穴ばかり出てくる、こう思います。

○安恒良一君 大臣、やはり、指導員、特に専任指導員を増員しないと、業務ではできないんですよ。それと同時に、指導員の資格研修、活動内容等もきちっとして、それと同時に、これは予算が

伴うことなんですから、そういう予算的な措置もきちっとしていただかないと、せっかくフェニックスでいわれる処理場はつくったけれども、「仏つくつて魂入れず」ということの逆なことになる。なぜかと言うと、各市町村ごとに、もしくは都道府県ごとに処理をしている実情の中で、しかもこういうフェニックス体制なんです。これが広域に集められて捨てられるということになります、ますます私はフェニックス体制に……。それはなぜか、いよいよ現場に持ってこられたときのチェックというのは非常にできないんです。これは後からお答え願いますが、一日に入ってくるトラックの台数だけでもものすごい台数ですから、その場でやるということはできない。そうすると、この産業廃棄物というもので一番やることは、工場、事業所を出るときにチェックするしかないんです。一遍出てしましますとなかなかチェックできない。それをフェニックスでできるのは何かというと、いわゆる法律に基づいたところの環境衛生指導員がやるしかないわけなんです。それが、いま言われたように、東京とか大阪の肝心なところには専任の職員が一人もいない。しかし、査察をしなければならぬ事業所はこんなにたくさんある。

そうしますと、どうも産業廃棄物を処理をするにはお金がかかり過ぎる、何か安易にやる方法はないか、まさか、そんな気持ちで厚生大臣や運輸大臣はこのフェニックス計画を立てたに当たっては思いませんけれども、どうもこれ、一生懸命熱心に進められるところを見ると、産業界はこういうものを進められるだけ安上がりで捨てたいという意欲を持っていますね。いまさっき、検査した件数の中で、何が理由かと聞くと、厚生省も答えになりませんでしたように、非常に経費がかさむ、もしくは非常に長距離だ、こういうことで不法投棄がされていますが、いまのような状況の場合でこのフェニックス計画をおやりになると、ますますそういうことを助長する、こういうことになりはしないか。いわゆる広域化する、受け入れ基準が甘

くなる、そうすると有害物がどんどん入ってくる、こういうことにはなりはしないか。こういうふうに思っています、この点につきましては、現状について、ひとつ以上の点について大臣のお考え方を聞かしてくださいます。

いま私も事務当局とやりとりした中で、私はそんなことになっては大変なことだと、こういうふうな思ふんでありますが、こういう点についてはどういふふうにしよとされましますか。この計画をどうしても推進するとおっしゃるならば、推進する立場においていま言ったような問題はどのように御解決されるつもりですか。

○国務大臣(國田直君) 廃棄物は集積場で整理や点検はできないことは御指摘のとおりでありまして、排出源でチェックする以外にございせん。それからすると、いまの体制ではなかなかこれはむずかしいという不可能でありますから、指導員の強化、これを早急に困難ではありますがやります。かつまた都道府県とも相談をして、研修会あるいはそういう技術を身につけるというようなことなども併用して、その実が上がるようにしたいと思ひます。

○安恒良一君 それでは、大臣としては指導員の増員、それから専任指導員を置くということ、それから指導員の研修等にも全力を挙げるといふこと、そしてこれは都道府県にやれやれと言つただけではできないことなんですから、それに対する財政援助、こういうことも含めてお約束をいたしたということにいたしまして、次に行きたいと思ひます。

次は、産廃の中で一つ解釈の非常にむずかしい問題がありますから、このことについてちよつとお聞きをしておきたいと思ひますが、廃木材について、これは一般の廃棄物なのか産業廃棄物なのか、その点について考え方、解釈を聞かしてくださいます。

○政府委員(山村勝美君) 産業廃棄物は十八品目指定をしております、それ以上のものは一般廃棄物ということとして法律上整理をされております。

○安恒良一君 ところが、私の調査によりまして、厚生省はそういう定義をされておられるようでありまして、取り扱いについては実態的に混乱が起きているんじゃないですか。地方自治体の中においては、これは一般廃棄物というふうには必ずしも考えない、こういう等々があつて、なるほど十八品目の指定はされてますが、廃木材については私はかなり混乱があるように思ひますが、その点はどうですか。あなたが言われたようにきつとして、各地方自治体がこれは全部一廃として処理をしておりますか。私どもの調査ではそういうふうになっておりませんが、どうですか。

○政府委員(山村勝美君) 廃木材につきましては、これを市町村が処理する場合には、市町村が新たな破砕施設でありますとか焼却処理施設等が必要となつて、かなりの財政負担を来す、事業者から所要の金をとつても設置場所等の問題があるというふうな問題がございまして、一方事業者に突き放した場合などは、処分地がないあるいは焼却施設を持つ力がない等の理由で、逆に不適正処分を行ひまして環境汚染等を招くおそれがあるといふような非常にむずかしい問題がございまして、基本的には市町村が地域の事情に応じまして処理の実態あるいは業界の実態を見ながら判断をすべきものと考えておられるとございまして、一般に廃木材に限らずピアノとかプラスチックでありますとか、市町村にとつては非常に処理のしにくいものがほかにも幾多ございまして、それらの扱いについては今後なお検討をする必要があるというふうにも承知をいたしておきまして、厚生省としましても実態に照らしまして関係者、現場の人たちの意見も聞きながら今後十分に研究してまいりたいというふうな考えをしております。

○安恒良一君 大臣、これもこういうことになつてくるんですね。最初はきつとこれは一廃であるところを答えた。私から実態を言われると、いま

ます。廃木材につきましては十八品目に入っておりますんで、したがしまして一般廃棄物という扱いでございまして。

お聞きをしていますとなかなか一廃としては必ずしもなじみにくい、私はそうだと思います。それはなぜかという、廃材を大都市で処分するとして、これは焼却処分しないのです。そうしますと、廃材を処分するための焼却工場を私は別に作る必要はないかと思えます。これはなかなか大変なことですね。ですから、現在は廃材は業者自身が地方自治体の枠を越えてこれを集める、そして処分している、こういう実態が実は大都会では多いわけです。したがって、私は一廃にはなじまないと思います。

こういう点についても、いろいろいることを部長言われましたけれども、やっぱり方針を明確にお持ちになる必要があると思うのです。でないと、末端行政ではいままう混乱をしております。大多数でも廃材は業者が地方自治体の枠を越えて収集をしてそれなりの処分をしている、こういうのが実態ではないか。そうしますと、もうこれは一廃というのは御承知のように地方自治体が責任を持って収集をして、そしてきちっと処理をするものを言っているわけですから、したがって私は一廃になじみにくいものだと思いますが、どうされますか、大臣、これから。

○政府委員(山村勝美君) ただいまも御説明いたしましたとおり、また先生から御指摘のとおり、非常に扱いにくいものだと思います。たてまえとしては市町村が一般廃棄物、廃木材を含む一般廃棄物につきまして市町村の一般廃棄物処理計画を策定し、その中で処理が困難なものについては事業者が突放すといえますか、事業者の処理にゆだねるというような方法で対処しているところでございます。

で、実態的に見ますと、廃木材のほか廃家電中のPCB部品でありますとか、廃自動車でありますとか、ピアノでありますとか、一般家庭から出るものではないかと思いますが、まことに回収なり処理が通例むずかしいという実態がございまして、この辺につきましてはいわゆる適正処理困難物という広い概念でとらえておりますが、この点

についてなお市町村とその事業者といえますか、生産者等との均衡においてどう取り扱っていくかということについて、今後一つ一つ詰めていく必要があるというふうにご認識をいたしております。現時点では、御指摘のように第一線では若干混乱があるというふうにご認識をいたしております。生活環境審議会等に基本方針を諮問をいたしておりまして、その中でも重要課題の一つとして検討してまいりたいというふうにご認識をしております。

○安恒良一君 大臣お聞きのとおりだそうですから、行き詰まると思うと何か審議会とこういうこととに答弁がなるわけですが、私はやはり早急に、生活環境審議会にかけているというならば、いわゆる法律上の定義と実態との間に大きな乖離があるわけですから、これはやはりどうするかというのの早急に結論を出してもらいたい、こう思います、この問題について。

次にまいります、御承知のように、産業廃棄物の処理はPPPの原則であります。そこでまず産業廃棄物を出した排出者自身がそこで処理をしている、法のたてまえとおりにみずから処理をしている件数は幾らあるのか、それから処理業者に委託をしている件数は幾らあるのか、こういう点について資料に基づいてお答えください。

○政府委員(山村勝美君) 資料のナンバー三の十三ですが、そこで産業廃棄物最終処分がどういう形態で行われているかという資料でございますが、みずから行っておりますのが、首都圏及び近畿圏をプールいたしまして十七%、それから委託処理で、民間に委託しておりますのが七四%、公共は九%というふうなことで、民間業者に委託しておるケースが一番多い状況でございます。

首都圏、近畿圏別にさらに分けて見ますと、首都圏につきましては、業者に委託しておりますのが三九%、それで、近畿圏につきましては二八%という状況でございます。

○安恒良一君 いまあなたがしゃべったの、私の手元にあるやつは、これはまず首都圏及び近畿圏プール五百七十二ですね。それからその次の表で

すか、あなたが言われたのは、これどうしてプールしてあるの、首都圏及び近畿圏で自己処理は何件、委託が何件と、こういうふうにご表は分かれてないんですか、どうして分けてないんですか。

○政府委員(山村勝美君) 先生の御要望に必ずしも的確な資料でなかったかと存じますが、上の表は処理業者の件数、事業体数、事業所数という、いわゆる数でございまして、下が処分した廃棄物の量で、調査は別でございまして、

○安恒良一君 私が要求しているのは、上の表の場合でも、首都圏は全体で自己処理が何ぼある、委託処理が何ぼある。近畿圏は何ぼある。そして、それが今度は首都圏の県別に見た場合に内訳がこうなると、こういう資料を要求しているんですよ、そういう資料。

○政府委員(山村勝美君) 上の資料は全部これコンピュターに入っておりますが、そのトータルだけ出したものでございまして、そのもとまでさかのぼって洗えば出すことは可能でございます。残念ながら、現時点では出しておりません。

○安恒良一君 いやそれ、あれも出してない、これも出してないと言って、理事からある程度進めろと言われるからこう進めてるんですけれども、私は首都圏と近畿圏と、それから今度は、首都圏内の各県別のことを全部出してくれと。何もこれ意地悪でやってるわけじゃないんですよ。そういうものを全体をどういうふうにするか、今度、これから議論を深めていきますと、たとえば近畿圏の場合でも、京都なら京都の半分はここに送らないんだと、半分以上は送るんだと、こういうことになってくると、県別の資料をつかんでおかなきゃ議論にならないんですよ。そこで私は、そういうものはひとつぜひ大きく分けて全国、それから首都圏、近畿圏、それから首都圏と近畿圏における各県別のすべてのこれらの資料については出してほしいと、こう言っておるわけですか。トータル的なものをばっか出してそれで議論すると、これじゃ議論は進みません。どうしてやらないんですか、そういうことをあなたたちは。

○政府委員(山村勝美君) 若干時間をいただければ、すべて整理をいたしまして提出をいたしたいと存じます。

○目黒今朝次郎君 厚生省ね、運輸省も含めてだけれども、このセンター法案は、とりあえず大阪湾と首都圏でしよう、東京、大阪。さすれば全国の問題はさることながら、質問者の意図というのはそういう意図があるから、首都圏と近畿圏というふうに分類して、しかも要求しておったんでしよう。それを出さなければこの法案自体を審議する根拠がないじゃないの。私は理事として、これはできませんよ。だから、休憩だ、もう。審議ができないじゃないの、資料がなきゃ。休憩して理事会。こんな資料があるもんですか。

○委員長(黒柳明君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(黒柳明君) 速記を起こして。本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(黒柳明君) これより請願の審査を行います。

第一二九号国鉄三江線存続に関する請願外百十八件を議題といたします。

四月十七日までに本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

理事会において協議いたしました結果、第一二九号国鉄三江線存続に関する請願外百十八件は、すべて引き続き審査を行うことに意見が一致いたしました。

なお、このうち第一二三九号身体障害者に対する運輸行政に関する請願外八件、第一二九一号視覚障害者等に対する新幹線を含む特急料金の割引に関する請願外十九件及び第一八〇八号近江八幡駅はじめ全国国鉄駅舎の整備改善に関する請願外二件の請願につきましては、請願の趣旨に沿って身体障害者対策の充実を図りたい旨を政府に要望することになりました。

以上、理事会協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十八分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、広域臨海環境整備センター法案

広域臨海環境整備センター法案
広域臨海環境整備センター法

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 設立(第九条—第十三条)
- 第三章 管理(第十四条—第十八条)
- 第四章 業務(第十九条—第二十一条)
- 第五章 財務及び会計(第二十二条—第二十八条)
- 第六章 解散及び清算(第二十九条—第三十二条)
- 第七章 監督(第三十三条—第三十四条)
- 第八章 雑則(第三十五条—第三十六条)
- 第九章 罰則(第三十七条—第三十九条)

第一章 総則

(目的)

第一条 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生産環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海面埋立てを行うための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第二条第五項第九号の二に規定する廃棄物埋立護岸

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。次号において同じ。)内に設置されるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 廃棄物処理法第二条第三項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域内に設置されるもの(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するために必要な廃棄物の搬入施設その他の政令で定める施設

2 この法律において「広域処理対象区域」とは、一の都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋立てを行うことが特に必要であると認められる区域として厚生大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「広域処理場整備対象港湾」とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがその秩序ある整備に資することとなると認められる港湾として運輸大臣が指定するものをいう。

4 厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港湾を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とすることが適当と認められる都府県及び市町村又は広

域処理場整備対象港湾とすることが適当と認められる港湾の港湾管理者の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法人格)

第三条 広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(名称)

第四条 センターは、その名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いてはならない。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者(以下「関係港湾管理者」という。)の出資する額の合計額とする。

2 センターに出資しようとする関係地方公共団体又は関係港湾管理者は、自治大臣の承認を受けなければならない。

(定款記載事項)

第六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港湾
- 四 事務所の所在地
- 五 資本金、出資及び資産に関する事項
- 六 管理委員会の委員の定数、任期、選任、解任その他の管理委員会に関する事項
- 七 役員(定数、任期、選任、解任その他の役員に関する事項)
- 八 業務及びその執行に関する事項
- 九 財務及び会計に関する事項

- 十 定款の変更に関する事項
- 十一 解散に関する事項
- 十二 公告の方法

2 センターの定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第九条 センターを設立するには、関係地方公共団体の長及び関係港湾管理者の長十人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び主務省令で定める事項を記載した書面(以下「定款等」という。)を作成し、関係地方公共団体及び関係港湾管理者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

(設立の認可)

第十条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款等を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(役員になるべき者の指名等)

第十一条 発起人は、センターの役員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名されたセンターの役員となるべき者は、センターの成立の時に、センターの役員となるものとし、その任期は、最初の管理委員会において理事長及び監事が選任されるまでの間とする。

(事務の引継ぎ)

第十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、

遅滞なく、その事務をセンターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた関係地方公共団体及び関係港湾管理者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十三条 センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(管理委員会の設置及び委員)

第十四条 センターに、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員の選任は、センターに出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長のそれぞれの互選による。

(管理委員会の権限)

第十五条 次の事項については、委員会の議決を経なければならない。

一定款の変更

二 広域処理場の整備に関する基本計画及び実施計画の作成又は変更

三 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更

四 前三号に掲げるもののほか、定款で定める重要事項

(委員の公務員たる性質)

第十六条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員等)

第十七条 センターに、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、センターは、定款で定めるところにより、副理事長を置かないことができる。

2 理事長及び監事は、委員会が選任する。

3 副理事長及び理事は、委員会の同意を得て、理事長が任命する。

4 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員の職務及び権限等)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。

6 センターと理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

7 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行うこと。

イ 第二条第一項第一号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理

ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成

二 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行うこと。

イ 第二条第一項第二号に掲げる施設及び同項第三号に掲げる施設(政令で定める部分に限る。)の建設及び改良、維持その他の管理

ロ イに掲げる施設における一般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物による海面埋立て

ハ 第二条第一項第四号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理

三 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに当該施設における産業廃棄物(同号ロの政令で定める産業廃棄物を除く。)による海面埋立てを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基本計画)

第二十条 センターは、前条第一号から第三号までの業務に関し、次の事項を定めた基本計画を作成しなければならない。

一 広域処理場の位置及び規模に関する事項

二 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項

三 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

四 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

五 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項

六 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

2 前項の基本計画は、次の基準に適合したものでなければならない。

一 広域処理場の位置及び規模と受け入れる廃棄物の種類及び量並びに受入対象区域が相応していること。

二 広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てが、円滑かつ能率的に行われるよう配慮されていること。

三 造成された土地が、港湾の機能の増進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するように利用されるものであること。

四 廃棄物の受入れの基準が、関係地方公共団体が実施する廃棄物の減量化等の施策の推進に寄与するものであること。

五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たつて、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮することとされていること。

3 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするとき(主務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。第七項において同じ。)は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、港湾審議会の意見を聴くものとする。

6 センターは、基本計画について第三項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

7 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理

者に協議しなければならない。

(実施計画)

第二十一条 センターは、第十九条第一号から第三号までの業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、基本計画に基づいて実施計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、前項の実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、センターが委託を受けてその業務を行う地方公共団体及び港湾管理者に協議しなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、最初の事業年度は、成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

(予算等)

第二十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(最初の事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十四条 センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(予納金)
第二十五条 センターは、主務省令で定めるとこ

ろにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部を予納金として徴収することができる。

(補助金の交付等)

第二十六条 センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行う場合におけるその工事に要する費用に関する国の補助については、地方公共団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金は、センターに対し交付することができ。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

(財産の処分等)

第二十七条 第十九条の業務の実施により建設される広域処理場に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その広域処理場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時ににおける評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 解散及び清算

(解散)

第二十九条 センターは、次の事由によつて解散する。

- 一 定款で定める解散事由の発生
- 二 破産

2 センターは、前項第一号の規定により解散しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、センターは、その認可により解散する。

(清算人)

第三十条 センターが解散したときは、破産によつて解散した場合を除き、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十八条第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算事務)

第三十一条 清算人は、センターの債務を弁済し、なお残余財産があるときは、これをセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に対し、その出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第三十条第一項」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(報告及び検査)
第三十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し

その業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雑則

(他の法令の準用)

第三十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(主務大臣等)

第三十六条 この法律において、主務大臣は厚生大臣及び運輸大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

第九章 罰則

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員、清算人又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十條第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十一條第一項の規定に違反して、実施計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第二十三條又は第二十四條第一項の規定に違反して、提出すべき書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第三十一條の規定に違反したとき。

八 第三十二條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二條において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

十一 第三十四條の規定による命令に違反したとき。

第三十九條 第四條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いてゐる者については、第四條第二項の規定は、この法律の施行後一年間は適用しない。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律

第十條 運輸委員会會議録第八号 昭和五十六年四月二十八日【参議院】

第二十四條)の一部を次のように改正する。

第二條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第十九條第一号の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「実施するもの」の下に「(広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第十九條第二号の規定により広域臨海環境整備センターが行うものを含む。)」を加える。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第五條 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二條第一号の二に規定するものに係る補助金の交付

第四條第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第二十六條第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金

第七條第一項中「補助金」の下に「(広域臨海環境整備センター法第二十六條第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第七條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第八條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第三中四の項の次に次のように加える。

五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中四の項の次に次のように加える。

四の二 広域臨海環境整備センター 一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 広域臨海環境整備センター法第十九條(業務)に掲げる業務のための別表第一の第一号又は第二号に掲げる登記

第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り。

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「及び通信・放送衛星機構」を「通信・放送衛星機構及び広域臨海環境整備センター」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 広域臨海環境整備センターの設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第九條の二第二項中「第十一号」を「第十号の二」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四 広域臨海環境整備センターを監

請願者 茨城県東茨城郡小川町野田一六九

井坂久外二百八十五名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第二九一〇号 昭和五十六年四月十日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 北海道稚内市宝来三ノ三ノ四二

高柳健太郎外九百十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第二九一六号 昭和五十六年四月十日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 青森県弘前市富田三ノ一一ノ二

山本吉弘外千七百九十七名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第二九五八号 昭和五十六年四月十一日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 福岡県久留米市荒木町白口二、二

五九ノ三二 吉村修身外千八百一十一名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第二九七九号 昭和五十六年四月十一日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 埼玉県富士見市西みずほ台一ノ二

二ノ四 立石三男外二百七十二名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第二九八〇号 昭和五十六年四月十一日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 青森市駒月見野二九九ノ一〇五

大場竹美外百三十四名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第二九八一号 昭和五十六年四月十一日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 富山県高岡市守護町一ノ一一ノ六

境清広外百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第二九八二号 昭和五十六年四月十一日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 青森市橋本三ノ一八ノ五 木立金

次郎外百九十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三〇〇六号 昭和五十六年四月十一日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 北海道札幌市東区南一条三ノ九

ノ七 渡辺正勝外七百六十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第三〇二七号 昭和五十六年四月十三日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 名古屋市中区大根町七五 小池

尹人外百八十五名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三〇二八号 昭和五十六年四月十三日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 静岡県三島市大場三八〇ノ一 増

子紀秋外百二十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三〇二九号 昭和五十六年四月十三日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 東京都府中市府中町七六八 田中

貴代視外千六百七十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第三〇四〇号 昭和五十六年四月十三日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 愛媛県松山市溝辺町甲七四〇 松

岡芳生外四百二十二名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三〇五三号 昭和五十六年四月十三日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 福島県郡山市若葉町三ノ二四 君

島正外十八名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三〇五四号 昭和五十六年四月十三日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町大下条七九

七ノ一七 高橋定男外五百五十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三〇七七号 昭和五十六年四月十三日受理

身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千

歳外十名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二二三九号と同じである。

第三〇九〇号 昭和五十六年四月十三日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 新潟県上越市東本町五ノ一ノ三五

小日向豊平外千七百三十四名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第三一〇二号 昭和五十六年四月十四日受理

通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 福岡県春日市小倉七二〇ノ二三

竹下靖明外六百七十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第三一一八号 昭和五十六年四月十四日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 名古屋市中区桜木町四ノ二二 山

田千代子外百七十一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三一二五号 昭和五十六年四月十四日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 埼玉県新座市新座三ノ四ノ二ノ一

〇八 高石已利外五百四十一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

第三一三三号 昭和五十六年四月十四日受理

身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦頭

一外十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二二三九号と同じである。

第三一五二号 昭和五十六年四月十四日受理

身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二

志廣小三郎外十名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二二三九号と同じである。

第三一六六号 昭和五十六年四月十四日受理

国内用船外機の検査免除に関する請願(五通)

請願者 福島県相馬市成田不動前一一 藤巻建二外四名

紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第二二〇四号と同じである。

第三一八三号 昭和五十六年四月十四日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市比野一ノ七ノ二 堀平年男外二百九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二〇八号 昭和五十六年四月十五日受理
通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 広島市中区吉島新町二ノ二八ノ七 鉄村淳二外千七百八名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一ノ一〇二 緑田義一外十名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。

第三二五九号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者に対する運輸行政に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡神埼町鶴田 野田義治外十名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。

第三二七七号 昭和五十六年四月十六日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 愛知県豊明市新田町中ノ割八〇ノ二四 竹永鉄雄外五百五十一名

紹介議員 瀬谷 英行君
昭和五十六年五月十五日印刷

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二七八号 昭和五十六年四月十六日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 東京都八王子市桐田町一、二一四ノ一めじろ台ハイム内 岩橋キミ江外九十七名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二九二号 昭和五十六年四月十六日受理
通運事業法等廃止反対に関する請願

請願者 北海道旭川市四条八丁目 田中和男外千七百八十八名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第二七六〇号と同じである。

第三二九三号 昭和五十六年四月十六日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 長野県小諸市東山七六 塩川浩一外百二十名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二九四号 昭和五十六年四月十六日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 埼玉県上尾市小敷谷七七ノ一 武藤徳雄外二百三十四名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二九五号 昭和五十六年四月十六日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 東京都江東区大島七ノ二五ノ四 山田功外五百十七名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三三二六号 昭和五十六年四月十六日受理

昭和五十六年五月十六日発行

安全輸送確保に関する請願

請願者 福島県西白河郡泉崎村堂ノ下二〇 菊地宗司外百四十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三号中正誤

ページ	段行	誤	正
一三	終わり	かは	から
二	二	予見	与件
二四	四	ところ	ところ
二五	四	いくと	いく
二六	終わり	特別	特定
二七	七	想談	相談
二八	二	四泊	四百
二九	三	実施	実地